

新型コロナウイルス感染症 5月8日から5類に分類変更

現在のところ、コロナワクチンの特例臨時接種期間は令和5年3月31日までとなっており、本人負担なしでワクチン接種を受けることができます。

接種を希望される人は、早めの接種予約をお願いします。



【令和5年4月1日以降の動向】

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5月8日に2類から5類に変更となる方針が決定されました。

ただし、ワクチン接種は感染症法上の分類の変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施することになっています。

現在、国において、今後のワクチン接種の対象者・回数・時期・ワクチンの種類等の方針が検討されていますので、決定され次第お知らせします。

【オミクロン株対応ワクチンの接種体制は継続中】

効率的な接種体制で継続するため、3月31日まで個別接種で実施します。

接種医療機関は、ホームページで確認してください。

(12歳以上接種・小児接種・乳幼児接種)

【2月8日現在の接種状況】

3回目接種状況 接種済者 59,486人 接種率 83.1%

うち2価ワクチン接種者 2,096人

4回目接種状況 接種済者 41,399人 接種率 69.6%

うち2価ワクチン接種者 13,681人

5回目接種状況 接種済者 22,735人 接種率 54.9%

うち2価ワクチン接種者 22,735人

2価ワクチン接種率 接種済者 38,512人 接種率 55.0% 全人口比 45.0%

小児接種状況 2回目接種済者 619人 接種率 12.2%

3回目接種済者 220人 接種率 35.5% (2回目済に対する割合)

乳幼児接種状況 1回目接種済者 41人 接種率 1.8%

2回目接種済者 32人 接種率 1.4%

3回目接種済者 2人 接種率 6.3% (2回目済に対する割合)

〈本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先〉

市民健康課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 TEL：24-0111